



令和3年7月21日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟
会長 森岡 崇
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8
代々木第10下田ビル7階
電話03-3354-4162



日本税理士会連合会の機構改革に関する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしています。

貴日本税理士会連合会(以下、「日税連」)は、「税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため」税理士法により設立された団体と承知しております。

しかし日税連の役員選任規則は、昭和60年2月に制定され、その際に「会長選考会の構成については、今後引き続き検討すること」との附帯決議が付されています。制定後日税連の会務制度委員会では、幾度か役員選任規則の検討を行われていますが、その都度結論は棚上げになり、現状を維持する形をとっていました。そのような状況下で平成31年2月に会長からの諮問を受け、令和元年5月22日に会務制度委員会が会長選任に係る役員選任規則について答申しています。その内容は「附帯決議がなされてから34年間、継続的に本件について検討を重ねてきたが、この34年間において民意が反映されていない会務であると明らかに証する事実がなく、また、会員の意向から大きくはずれた会務運営が行われているとの現状にもない。(中略)これらのあゆみは、本会が選択した現行の会長選任制度に大きな瑕疵がないことを証明しており、34年間という時間的経過を経て、当委員会としては、現行制度に問題はないと判断する。」と結論しています。

昭和60年制定時の税理士数は約47,000人、現在は約79,000人と約1.7倍も税理士数が増加しており、税理士数も社会状況も制定時と大きく変わっている中、また制定時に附帯決議が付されて34年も経過しているにもかかわらず、現行制度で問題が起きていないから問題がないという結論はあまりにも短絡的で粗雑なものと言わざるを得ません。

平成26年税理士法改正の際にも、当連盟より、日税連の機構についても、各税理士会の会員一人一人の意見を適切に吸い上げ反映できるよう、今よりさらに開かれた民主的な機構にすべき旨の要望をしておりますが、大きく改善される気配もありません。他士業に比べ、約79,000人と登録者が多い税理士が、他士業で導入されている代議員制すら採用しない状況では、とても民主的な会務運営とは言えません。

平成26年税理士法改正では、日税連と日本公認会計士協会との間で「確認書」が交わされました。この「確認書」は各税理士会の会員には内容が知らされずに締結がされており、税理士一人一人の総意が反映されたか疑問が残ります。公認会計士への税理士資格自

動付与については、形式上廃止となったものの、国税審議会の指定研修を修了することにより、税理士資格を自動付与させる結果となり、今後に課題を残しています。この過程を見ても、会員の意見の反映不足、意思決定の不透明性がありました。そこで、国民のための税理士制度の更なる発展を目指す上で、日税連に対して税理士一人一人が主体的にその運営に参加できる制度へと整備することが重要であると考え、以下の通り、要望いたします。

1. 議決機関と執行機関を分離すること

日税連の会則上では、議決機関と執行機関は区別されていますが、その実態は、議決機関の一つである総会の構成員である各税理士会会長は、同時に執行機関である副会長に選任されるという事で、同一となってしまっています。

議決機関と執行機関の構成員が同一であるという実態は、チェックアンドバランス機能が働かず、民主的な組織運営に程遠いものです。ガバナンスの観点からも早急に「議決機関」と「執行機関」を分離する必要があります。

他土業の状況を見ても、「議決機関」と「執行機関」は明確に分離されています。

そこで当連盟は、会則において「総会は、代議員をもって構成する」を新たに定め、日税連の議決機関である総会の構成を会員である全国の税理士会、すなわち各単位税理士会会長のみ限定されている現状から、より民主的な会務運営を行なうために、国や地方議会の議員と同様に間接民主主義による「代議員制度」を導入し、代議員による総会（議決機関）とすべきことを要望します。

代議員は全国の税理士の意思の代弁者であるので、各税理士会を選挙区とし、各税理士会の会員数に応じた人数を、税理士の直接選挙により選任すべきです。

なお現行の評議員の制度は、代議員で代替できると考えます。

2. 役員を選任方法を見直すこと

現在日税連役員は、総会において選任されています。総会で投票権を持つのは各税理士会であり、各税理士会会長は原則各税理士会の会員の直接選挙で選出されているものの、日税連の役員は会員の意思が反映されているとは言えない状況にあります。

また、現在の日税連会長の選挙制度は非常に簡素なものとなっています。日税連会長は各税理士会の会長15人と日税連理事候補者100人の僅か115票の選挙による選任となっており、税理士個人個人の意思が反映されにくいという問題があります。代議員制度を導入して、日税連会長は税理士会員の直接選挙で選び、その他の理事は代議員制を前提とした総会での選出に委ねるという方法を以下の通り要望します。

①日税連会長の選任について

会長の選挙権及び被選挙権は、各税理士会の会員の固有の権利として当然認められるべきです。また会長の選任については税理士個人への意思が集約されるべく、各税理士会の会員である税理士の直接選挙で選出すること。

②副会長の選任について

総会で選任すること。

③理事の選任について

総会で選任すること。

以上